

平成 21 年 12 月 2 日

学生の皆さんへ

東京聖栄大学

新型インフルエンザについて（重要）〈第 4 報〉

11 月 20 日以降新型インフルエンザの発症報告が増加し、11 月は 27 人の発症が確認されました。食品学科の 3 年次生は、11 月 27 日、28 日の両日学級閉鎖としました。

12 月 2 日の教授会において新型インフルエンザについての対応を検討した結果、新型インフルエンザに罹患した場合の登校停止（公欠）期間は、1 週間から 5 日間に変更になりました。

学生の皆さんは、今後も下記の点に注意し行動してください。

1) 登校前の健康状態の確認

- ①登校前に検温し、発熱（インフルエンザ様症状）がないことを確認してください。
- ② **37.5℃**以上の発熱があった場合は、登校せずに、学務課へ連絡の上、医療機関に出向いて受診してください。
- ③受診後、その結果（インフルエンザかどうか）は必ず学務課に報告し、その後の登校についての指示を受けてください。
なお、インフルエンザの場合は、**5 日間の登校停止（公欠）**となります。
- ④受診当日の欠席は、公欠として取り扱います。

（参考）インフルエンザ様症状（厚労省基準）

38℃以上の発熱があり、次のいずれかの 1 以上の症状がある場合
ア 鼻水、鼻づまり イ 喉の痛み ウ 咳

2) 登校後の健康状態の確認

登校後に発熱した場合は、必ず保健室へ申し出てください。検温等によりインフルエンザ様症状と疑われる場合はその後の指示をします。

3) インフルエンザ様症状及びインフルエンザによる欠席後の登校について

インフルエンザ様症状が消え、または、インフルエンザが治り、初めて登校した場合は、直接教室に入らず、保健室で検温を受けてからにしてください。

また、欠席の届出については、学務課に問い合わせてください。

新型インフルエンザの予防、受診と療養については、厚生労働省がホームページで「動画」を配信していますので、是非、閲覧してください。